

# 最低賃金 ご存知ですか?



## 下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

## 毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

## 派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

## 深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。その他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

あなたの街 **岩手県** の  
地域別最低賃金は

**716** 時給  
円

午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%が加算

**895** 時給  
円

2016年10月5日～



おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

[日時] 11月4日(金)～11月6日(日) 10:00～18:00

**連合岩手**



いこうよ れんこうに  
**0120-154-052**

〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館4F

**盛岡中央地協** 〒020-0885 盛岡市紺屋町2-9 盛岡市勤労福祉会館内  
**花巻北上地協** 〒024-0062 北上市鍛冶町1-3-7 北上和賀地区労働者福祉会館内  
**胆江地協** 〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字後樋120-1 胆江地区労働者教育文化センター内  
**一関地協** 〒021-0053 一関市山目字中野130 西磐井教育会館内

**気仙地協** 〒022-0004 大船渡市猪川町前田9-17  
**釜石・遠野地協** 〒026-0054 釜石市野田町2-14-36  
**宮古地協** 〒027-0085 宮古市黒田町3-10  
**県北地協** 〒028-6103 二戸市石切所川原19-2 二戸教育会館内

# あなたの給料が最低賃金をクリアしているかチェック!



STEP  
1

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

**対象** 基本給 + 諸手当※  
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

**対象でない** ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当  
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

STEP  
2

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK!

**日給の人** 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP  
3

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



おかしいな?と思ったら  
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

**Action!**  
早くあなたの問題は  
解決しよう



日本労働組合総連合会(連合)



0120-154-052

連合

検索